



自転車は右側通行なの、それとも左側通行なの

自転車は車両だから、左側通行

日本では、道路交通のルールは、道路交通法という法律によって決められています。

この法律によると、自転車は、自動車などと同じ「車両」にあたります。

日本の交通ルールでは、「人は右、車（自動車）は左」ですから、車両である自転車は、左側を通行することになります。つまり、自転車は、車道の左端を走るように決められているのです。車道を自転車で走るときは、周りの自動車に注意し、安全を確かめながら、道路の左側を走りましょう。

自転車が歩道を走れるところ

道路標識を見ると、「自転車及び歩行者専用」というものがあります。この標識のある歩道は、自転車も走ってもかまいません。

友だちといっしょに自転車で走るときは、縦一列になって走りましょう。横に並んで走ってはけません。ただし、道路標識に「並進可」という標識があるところでは、二列になって走ってもかまいません。また、道路を横断するときは、「自転車横断帯」という標識のあるところで、横断するようにしましょう。（監修・青木 国夫）

